

浅口市水道事業公告第2号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年6月26日

浅口市水道事業
浅口市長 栗山 康彦

記

浅口市水道施設台帳システム構築業務 プロポーザル実施要領

1 概要

本業務は、浅口市水道事業（以下「本事業」という。）が所有する水道施設の情報を電子化し、災害時や広域連携の基礎情報として活用するとともに、維持管理業務の効率化を図るため、水道施設台帳システムを構築するものである。

システムの内容、実績、支援体制、費用など総合的な見地から本事業に最もふさわしいシステムを構築し、適切な保守を行える業者を選定するために実施するものである。

(1) 業務名称

浅口市水道施設台帳システム構築業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「別紙1：浅口市水道施設台帳システム構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3) スケジュール

ア 公告（募集開始）	令和7年6月26日（木）
イ 質問受付期限	令和7年7月 7日（月）17時まで
ウ 質問回答期限	令和7年7月10日（木）
エ 参加申込書等受付期限	令和7年7月18日（金）17時まで
オ 書類選考	令和7年7月23日（水）
※応募者が5者を超えるとときに限る。	
カ 書類選考結果通知	令和7年7月25日（金）
キ プレゼンテーション審査実施	令和7年7月30日（水）午後予定
ク 審査結果通知・公表	令和7年8月 5日（火）予定
ケ 契約締結	令和7年8月中旬 予定

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額（水道施設台帳システム構築費）

9,948,400円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 事務局

浅口市役所上下水道部水道課

所在地：〒719-0192

岡山県浅口市金光町占見新田751番地

メール：suido@city.asakuchi.okayama.jp

電話：0865-42-7304

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の売買・修理・役務の提供に係る令和7年度の浅口市競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 平成30年4月以降に、水道事業体によるアセットマネジメント若しくはマイクロマネジメントに必要な施設台帳システムの構築を元請として実施した実績があるもの。ただし、現在構築中のものは実績に含めない。
- (8) ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している者であること。

3 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は、以下のとおり質問を行うこと。

(1) 質問受付期限

本要領 1 (3) イに記載のとおり。

(2) 質問方法

電子メールで P D F 化した「様式第 7 号：質問書」を送り、電話で到達確認を実施すること。メール件名は、「質問書（事業者名）」とすること。

(3) 質問先

本要領 1 (6) に記載のとおり。

(4) 質問への回答

本要領 1 (3) ウに記載の期限までに、浅口市ホームページに掲載する。

(5) その他

評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については回答しない。

また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

4 参加申込書等の提出

(1) 提出期限

本要領 1 (3) エに記載のとおり。

(2) 提出方法

郵送または持参により提出すること。郵送の場合は提出期限内に必着とし、配達記録郵便等、配達を確認できる方法で送付すること。

(3) 提出書類

「別紙 2：浅口市水道施設台帳システム構築業務参加申込書等提出書類一覧」に掲げる書類一式とする。

(4) 提出部数

7 部（正本 1 部・副本 6 部）

(5) 提出先

本要領 1 (6) に記載のとおり。

(6) その他

提出期限以降は、提出書類の差替を認めない。

5 選考について

(1) 基本的な考え方

本事業にとって、最適な条件の水道施設台帳システムを選定するため、システム機能、サポート体制、価格等に関する提案内容を基に総合的に評価を行う。

(2) 書類選考

- ア 本業務のプロポーザル参加申込書を提出した者が5者を超えた場合は、実績調書及び配置予定技術者調書、企画提案書の内容について事務局で評価し、5者を選定する。選定された5者は、プレゼンテーション審査に参加することができる。
- イ プロポーザル参加申請書を提出した者が5者を超えない場合は、書類選考を省略し、応募者全員がプレゼンテーション審査に参加することができることとする。
- ウ 選考結果は、すべての参加申請者に対して通知する。
- エ 選考内容は非公開とする。また、選考結果等に関する問合せ、異議申し立てには、一切応じないものとする。

(2) プレゼンテーション審査

- ア 開催日は、本要領1(3)キに記載のとおり
- イ 場所は、浅口市役所本庁3階第2会議室（岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地）
- ウ 時間等の詳細は、別途連絡する。なお、実施順は参加申請書の受付順とする。
- エ 資料は、本要領4(3)で提出した書類を用いること。補足資料の配布等は認めない。
- オ 内容は、企画提案書に沿った提案を実施すること。なお、所要時間は30分以内とする。
- カ 提案は、企画提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明をすること。企画提案書に記載のない新たな提案は認めない。
- キ 必要に応じて質疑応答を行う。（質疑の時間はオの所要時間に含まない。）
- ク 説明者は、本業務の担当を予定する営業責任者・担当者、管理責任者・担当者のいずれか1人以上とし、本業務の目的及び技術的特徴を網羅的に理解している者が実施すること。なお、会場への入室は3人までとする。
- ケ 大型モニター、HDMIケーブルは本事業で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。
- コ プレゼンテーションは、公平性を確保するため非公開とする。

(3) 審査方法及び評価基準

審査委員会において、「別紙4：浅口市水道施設台帳システム構築業務採点表」により審査・評価し、審査員の合計点の平均が満点の6割以上であった者のうち、最高点の提案者を優先交渉事業者として選定する。公募の結果、提案者が1者の場合にも審査を実施し、審査員の合計点の平均が満点の6割以上であれば有効とする。

なお、最高点の者が複数となった場合、提案見積書と維持管理費見積書の見積金額の合計が最も安価な者を上位とし、この金額も同じ場合はくじにより決定する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

- ウ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- エ 提出が必要な書類が揃っていない場合
- オ 提案上限額(本要領 1 (5))を超えた見積りを提出した場合
- カ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- キ 審査の公平性を害する行為があったと本事業が認める場合
- ク 本業務の仕様書の内容を満たしていない場合

(5) 審査結果の通知及び優先交渉事業者の公表

- ア 審査の結果について、審査終了後すべての提案者に電子メール（参加申込書記載の担当者メールアドレス宛）で通知する。
- イ 審査の経過及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。
- ウ 審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- エ 参加者数、優先交渉事業者名（優先交渉事業者以外の事業者名は非公開）、評価点は、浅口市ホームページ上で公表する。

6 その他

(1) 契約締結

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約ができない場合は、次点候補者と契約を行うものとする。

- ア 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合
- イ 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合
- ウ その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

(2) 業務の範囲

本業務の範囲は、仕様書を基本とするが、本事業の判断により、契約締結時において、提案者が行った提案内容を追加、変更できるものとする。

(3) その他留意事項

- ア 書類の作成・提出、提案等にかかる一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- イ 提出書類等は返却しない。
- ウ 提出書類に誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- エ 提案書類の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配布はしない。
- オ 参加申込書等を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに「様式第 8 号：辞退届」を提出すること。
- カ 本プロポーザルにより得られた情報等は、本事業の許可なく他に公表、貸与、使用、複写等をしてはならない。